

厚生常任委員会

平成29年6月13日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎小林 誠	○平川 理恵	中川 靖広
中西 和夫	濱 眞理子	奥村 容子
伴 議 長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	面卷 昭男	健康福祉部長	黒崎 益範
健康福祉部次長	加藤 恵三	福祉子ども課長補佐	上埜 幸弘
長寿福祉課係長	明石 将樹	同 課 長 補 佐	東浦 寿也
健康対策課長	北 典子	同 課 長 補 佐	徳田 貴世
生活環境部長	植村 俊彦	国保医療課長補佐	田口 昌孝
環境対策課長	栗本 公生	同 課 長 補 佐	峯川 敏明
住 民 課 長	浦野 歩美		

3. 会議の書記

議会事務局長	真弓 啓	同 局 長 補 佐	大塚 美季
--------	------	-----------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 中西委員、濱委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長のご挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私のほうから指名いたします。

会議録署名委員に、中西委員、濱委員のお2人を指名いたします。お2人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 付託議案、（1）議案第20号 斑鳩町子育て応援宣言の制定についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 加藤健康福祉部次長。

健康福祉

おはようございます。

部次長

それでは、議案第20号 斑鳩町子育て応援宣言の制定につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

健康福祉

部次長

子育て応援宣言につきましては、斑鳩町子ども・子育て支援事業計画の基本理念に掲げる親と子の笑顔きらめく子育て応援のまちづくりの実現に向け、子どもの育ちを支え、子育てを応援するまちづくりを推進する基本姿勢について明確に内外に発信するため、本宣言を制定するもの

でございます。

宣言文を朗読させていただきますので、次のページをお願いいたします。

(宣言文朗読)

健康福祉
部次長 以上、議案第20号 斑鳩町子育て応援宣言の制定についてのご説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜りまして原案どおり可決いただきますよう、よろしくお祈りを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 中川委員。

中川委員 家庭や地域っていうのはわかりますが、これ、事業者っていう言葉も入っていますが、これは各事業者にそういう説明したり、そういう理解はいただいていますの。

健康福祉
部次長 それぞれの事業者につきましても、従業員さんの関係ですとか、そういった関係で子育てに関係するところ、出ております。その関係で、ご理解というの、これまでも、町広報紙ですとか、そういった形で斑鳩町の取り組みをご紹介させていただいている中でご理解いただいているというふうに考えております。以上でございます。

中川委員 理解をしているだけで、事業者がこれに力を合わせてっていうのか、協力するっていうことは、確認はしていないというのか。

健康福祉
部次長 直接的には確認は行っておりませんが、さまざまな、民間でも取り組みをさせていただいているというふうな認識をさせていただいております。

委員長 濱委員。

濱委員 この、全国でももちろんこの子育て宣言っていうのをされている都市もあると思いますけども、奈良県とか近隣での状況は、いかがですか。

健康福祉
部次長 全国的な取り組みといたしましては、内閣府のホームページで公表されている内容でございますけれども、全国で282の都道府県と市区町村がこういった宣言をされております。

県内の取り組みといたしましては、奈良県がされておりますけれども、市町村においては、公表のほう、内閣府の、あくまでも資料でございますけれども、市町村においては、ございません。以上です。

濱委員 宣言をされて、先ほど中川委員のほうからもあった関連ですけれども、この後、この宣言によって何か具体的な取り組みっていうようなのは計画されていますか。

健康福祉
部次長 この子育て応援宣言につきましては、平成28年3月、平成27年度でございますけれども、子ども・子育て支援事業計画というのを策定をしております。その中で、具体的に事業のほうを整理をさせていただいてやっているわけですけれども、目標設定につきましても、8つの目標、指標を定めて行っておりますので、そういった目標に向かって事業を取り組んでいくということでございます。

濱委員 全国では、282か、それで、県内では県がしているだけで市町村はないということですけども、斑鳩町が目指す、子育て応援に力を入れている、そういう町なのだっていうことをアピールするために、この宣言をしたっていうことをどのように広められるというか、その辺の取り組みは、いかがでしょう。

健康福祉
部次長 この宣言の周知でございますけれども、町広報紙ですとか町のホームページで公表していくのはもとより、この7月1日に、生き生きプラザ

斑鳩のほうで開館10周年記念イベントというのもございます。そういった中で種々周知のほう、させていただきたい。また、改めまして、新聞社等の広報についても予定をさせていただいているというところがございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 それでは、これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第20号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2)議案第21号 斑鳩町一時預かり事業の実施に関する条例についてを議題といたします。

この議題につきましては、各課報告事項(1)の斑鳩町一時預かり事業の実施に関する条例施行規則についてと関連いたしますので、あわせて理事者の説明を求めます。 加藤健康福祉部次長。

健康福祉部次長 それでは、議案第21号 斑鳩町一時預かり事業の実施に関する条例について、ご説明を申し上げます。

初めに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

健康福祉
部次長

本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきますので、条例制定文の朗読は省略をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

議案書末尾、斑鳩町一時預かり事業の実施に関する条例要旨をごらんいただきたいと思っております。

今回の条例制定につきましては、現在、要綱により運用を行っている保育園での一時預かり事業について、一時預かり事業の利用料の徴収に当たり、その適正化を図るため、地方自治法第228条第1項の規定により斑鳩町一時預かり事業の実施に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

1. 主な制定内容につきましては、第2条関係でございます(1) 実施施設として、事業の実施施設は、斑鳩町立あわ保育園とする旨を定めております。

次に、第4条関係では、(2) 実施基準として、児童の保護者が、就労、傷病、入院、災害その他の事由により、緊急または一時的に保育が必要となる場合に行う旨を定めております。

次に、第6条関係では、(3) 費用負担として、必要な経費の一部を保護者から徴収する旨を定めております。

次に、第7条関係では、(4) 利用料の減免として、減免基準に該当すると認めるときは、利用料を減額し、または免除することができる旨を定めております。

次に、2. 施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上が、議案第21号 斑鳩町一時預かり事業の実施に関する条例についてのご説明でございます。

続きまして、規則の説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、資料2のほうでよろしくお願いをいたします。

この規則の内容につきましても、末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきますので、規則の制定文の朗読は省略をさせていただきます

ので、よろしくお願いをいたします。

資料の末尾、斑鳩町一時預かり事業の実施に関する条例施行規則要旨をごらんいただきたいと思います。

今回の規則の制定につきましては、斑鳩町一時預かり事業の実施に関する条例の施行について、一時預かり事業の内容、利用定員、実施時間及び休業日等必要な事項を定めるものでございます。

初めに、主な制定内容でございます。第2条関係でございますけれども、（1）事業内容として、①非定型的保育サービス事業、②緊急保育サービス事業、③私的理由による保育サービスの3事業としております。

次に、第3条関係では、（2）利用定員として、1日当たりの利用人数は、おおむね10人としております。

次に、第4条関係でございます。（3）実施時間として、実施時間は、斑鳩町立あわ保育園の保育時間内とする旨を定めております。

次に、第5条関係では、（4）休業日として、休業日は、保育園の休業日とする旨定めております。

また、その他の条項では、利用に当たっての手続きに関すること、申請関係書類の様式等、必要な事項を定めております。

次に、2. 施行期日につきましては、公布の日から施行することとし、条例と同日の施行を予定をしております。

以上が、斑鳩町一時預かり事業の実施に関する条例施行規則についての説明とさせていただきます。

なお、この、今回の条例制定につきましては、現在、要綱により運用を行っています保育園での一時預かり事業を条例化するもので、事業の内容についての変更はございません。

以上、議案第21号 斑鳩町一時預かり事業の実施に関する条例及び施行規則についての一括での説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜りまして原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いを申しあげます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 中川委員。

中川委員 今実施している事業を条例化するだけということやねんけど、これは、あわでは定員の関係はもう十分、入れるっていうのか、預かれる状態の定員になっているのかな。

健康福祉
部次長 現在のところ、問題ございません。

中川委員 これは、なんであわだけでしてはるねやろ。

健康福祉
部次長 この、あわでさせていただいているところでございますけれども、一時預かり事業についての国の実施要綱っていうのがございます。その中で、駅周辺等利便性の高い場所で一定の利用児童が見込まれる場所で実施することという規定がございます。また、この事業のほう、平成9年から始めさせていただいておりますけれども、そのときのあわ保育園での、園庭と、いろいろ増築させていただいた中で、こちらのほうでさせていただいているということです。

中川委員 それと、第7条関係の別表第2やねんけど、生活保護世帯はもう全額減免ということではっきりしているし、非課税世帯も2分の1ということではっきりしてあんねんけど、災害等により利用料の納付が困難となったときっていうのは、町長が別に定める額なってるねんけど、これ、どない計算しますの。その人、その人によってばらばらになるのかな。そこがはっきりしていないねんけど。

健康福祉
部次長 災害につきましても、いろいろ災害の種別がございます。軽いものですとか、重いですとか。そういった個々の判断をさせていただいて、基本的にはこの全額を利用料免除するのか、2分の1にするのか、この2つを選択していくということでご理解いただきたいと思います。

委員長 ほかにございませんか。 濱委員。

濱委員 このこと自身じゃないんですけど、いろいろな理由でこの一時保育を受けたいっていう方が、緊急のときの対応とかはどんな感じですか。

健康福祉
部次長 緊急時につきましても、例えば極端に言えば翌日からということでありましたら、その翌日から対応させていただいているという状況でございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 それでは、これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

議案第21号 斑鳩町一時預かり事業の実施に関する条例については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

よって、本案については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3) 議案第22号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 加藤健康福祉部次長。

健康福祉
部次長 それでは、議案第22号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

初めに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

健康福祉
部次長

本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきますので、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

議案書末尾、斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例要旨をごらんいただきたいと思います。

今回の条例改正につきましては、一層の子育て支援の推進を図るため子ども・子育て支援法施行令が改正されたことに伴い、この改正内容に準じて所要の改正を行うものでございます。

1. 改正内容でございます。

(1) といたしまして、市町村民税非課税世帯の第2子の保育料の無償化として、平成28年度の市町村民税非課税世帯の第3子以降の保育料の無償化に続き、第2子の保育料を無償化するものでございます。本改正に伴う影響でございますけれども、保育料で24万8,400円の減収、対象は9世帯、9名でございます。

次に、(2) ひとり親世帯等の第1子の保育料負担の軽減といたしまして、町民税課税額7万7,100円以下(年収約360万円未満相当)でございますけれども、この方のひとり親世帯等につきまして、国が定める利用者負担の上限額基準の変更に伴い、第1子の保育料負担を軽減するものでございます。一例を申し上げますと、第3階層、市町村民税が4万8,600円未満の子ども1人の世帯の場合、3歳児で保育の時間が標準時間の場合でございますけれども、平成28年度、前年度の改正で、月額13,100円が6,500円に、6,600円の負担軽減、さらに、今回の改正で、6,600円から5,100円に、1,400円の負担軽減を行うものでございます。本改正に伴います影響はでございますけれども、保育料で32万4,000円の減収、対象は11世帯、11名でございます。

次に、2. 施行期日等につきまして、公布の日から施行することとし、平成29年4月1日から適用するものでございます。

以上、議案第22号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜りまして原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いを申しあげます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 中川委員。

中川委員 これ、ひとり親世帯ってということやけど、2人おったら、ほんたら軽減はないということやええねんな。そういうことやんな。ひとり親世帯やから軽減あるということやな。

健康福祉部次長 おっしゃるとおり、今回の改正につきましては、ひとり親世帯が対象でございます。

中川委員 ほな、親2人おっても収入低い人っているけど、そういう人は軽減ないねんな。これ、国の法律で。

健康福祉部次長 所得の多い、少ないの関係でございますけど、それにつきましては、そもそも保育料の段階でそれぞれ負担のほう変えておりますので、そういった形でさせていただいております。

今回の改正につきましては、国の施行令のほう、改正の結果、その内容に準じて改正をさせていただいたということでございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 それでは、これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議

ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、議案第22号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4) 議案第24号 平成29年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 植村生活環境部長。

生活環境
部長

それでは、付託議案の4番目、議案第24号 平成29年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

生活環境
部長

このたびの補正は、歳入歳出予算の総額を補正することなく、歳出予算の款項のみを補正するものでございます。その主な内容は、平成29年度の前期高齢者納付金及び介護納付金の請求額がそれぞれ当初予算額を上回ったことから、増額の補正をお願いするものでございます。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書に基づきまして、説明をいたしたいと思います。

補正予算書の4ページをお開きいただきたいと思います。歳出についてでございます。

まず、第4款 前期高齢者納付金等、第1項 前期高齢者納付金等、第1目 前期高齢者納付金についてでございます。前期高齢者納付金の負担が特に重い保険者を支援する国の施策が拡大されまして、その拡大部分の費用を他の保険者と国が折半することとなりましたことから、本

町国民健康保険の負担額も増額となったものでございまして、84万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第6款 介護納付金、第1項 介護納付金、第1目 介護納付金でございます。平成27年度支払額をベースに、被保険者数の減少を見込む中で当初予算額を算定しておりましたが、本年度の請求額が当初予算額を上回ったことから、31万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

最後に、第11款 予備費、第1項 予備費、第1目 予備費でございます。今回の予算補正に要する財源といたしまして、116万7,000円の充当をお願いするものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただきたいと思っております。予算総則を朗読いたします。

(予算総則朗読)

生活環境 以上で、議案第24号 平成29年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についての説明といたします。よろしくご審議を部長 いただきまして、何とぞ原案どおり可決賜りますよう、お願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 中川委員。

中川委員 この前期高齢者納付金のほうは、何でこんな、3倍近くっていうか、もともとの補正前の額より補正額のほうが倍近くあるねんけど。これ、もともとの、何か、見込みが悪かったのか、何でこういうことになっているねんやろう。

生活環境 この前期高齢者の制度でございますが、前期高齢者と申しますのは6部長 5歳以上75歳未満の方でございます。その方の医療費に係ります保険者間、いろいろな健康保険の保険者間の不均衡を調整するための仕組

みでございまして、各保険者が納付金を出し合って、前期高齢者の多い保険者、特に国民健康保険ということになります。ここに前期高齢者交付金を交付するという事で、支援をし合っているという制度でございまして。

一方で、被用者保険といいますが、いわゆる社会保険の中には、この納付金の負担が過重となりまして、その保険の財政を圧迫する事態というのも見受けられるようになってきているところでございます。そこで、前期高齢者納付金の負担が特に重い保険者に対しまして、これまでも国のほうから補助金によりまして軽減策があったんですけども、平成29年度からその負担軽減策が拡大されることになりまして、その拡大された部分の財源を他の保険者と国が折半するという事になりました。ですから、28年度まではそれまでの納付金を出しておったんですが、29年度から、さらに他の保険者を支援するための費用として各保険者に負担を求められているということで、今回、およそ3倍弱ぐらいの金額になったものでございます。しばらくは、来年度以降もこの負担金額が見込まれるというふうに考えているところでございます。

中川委員 当初予算組みしたときには、そういう新たな負担があるとわかっていないときの予算で、予算を組んだ後に新たな負担がかけられてきたと。それでその分ふえたってということでええねやんね。そういう解釈でんな。

生活環境 部長 この、前期高齢者納付金の負担が特に重い保険者への軽減策を拡大するという事で、保険者の負担増になるということの情報は得ておったんです。けれども、実際にどれぐらいの金額になるかというところまでの情報が不明であったため、当初予算は例年どおり計上させていただいたということでございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、議案第24号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査を議題といたします。

(1) 環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策
課長

それでは、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご説明をさせていただきます。

その前に、去る5月28日に開催をいたしました町制70周年記念事業ゼロ・ウェイストフェスティバルには、公私お忙しい中ご参加をいただきまして、ありがとうございます。当日は、大きなトラブルもなく、無事開催できましたことを、ご報告を申し上げます。

それでは、継続審査の説明をさせていただきます。今回の委員会におきましては、平成28年度の廃棄物・資源物の排出量などがまとまりましたので、資料1に基づきまして、ご報告をさせていただきます。

資料1の1ページから3ページにかけては、ごみ排出量の種類別、月別比較といたしまして、家庭系廃棄物、資源物、事業系の3区分につきまして、それぞれ比較をしております。

1ページの家庭系廃棄物につきましては、上段の可燃ごみから下段の有害・危険なごみに至るまで、平成28年度では、全て平成27年度の排出量を下回っており、その量は、5%、約150トン減少の約2,9

84トンとなっております。

次に、2ページの家庭系資源物であります。資源化处理するために回収をいたしました7種類のうち、上段のビン類・缶類、3段目のその他プラスチック類、下段の小型家電につきましては、平成27年度より排出量は減少をしておりますが、それ以外のペットボトル、食品トレイ、生ごみ、枝葉・草類につきましては、それぞれ排出量が増加をしているところであり、特に生ごみにつきましては、平成27年度末では、59自治会、5,055世帯であったモデル世帯が、平成28年度中に、20自治会、1,333世帯が新たに加わり、79自治会、6,388世帯になったことにより、排出量も、平成27年度と比較をいたしまして、14%、約47トン増の385トンを増加したところであり、また、食品トレイにつきましても、これまでは年1トン程度の排出量でありましたが、平成28年度では1.95トンと大きく増加をしております。平成27年度より役場、中央・東・西公民館、生き生きプラザ斑鳩に古紙の回収ボックス、資源にカエル宝箱を設置したことから、従来から同じ場所で回収していた食品トレイについても住民の方に認知され、結果、排出量が増加したのではないかと分析をしているところでもあります。

これらの結果、資源物の回収量は、平成27年度と比較をいたしまして、4%、約64トン増加となっておりますが、家庭系全体の量といたしましては、2%、約86トン減少の4,771トンとなったところでもあります。

次に、3ページの事業系につきましては、平成27年度にコンビニ2店舗、平成28年度も1店舗増加した影響もあり、平成27年度と比較をいたしまして、5%、約73トン増加の1,616トンとなっております。

以上のことから、平成28年度の家庭系・事業系を合わせました排出量は6,386トンとなっており、平成27年度、また平成26年度と比較をいたしましても、ほぼ同じような量となっている状況であります。

このように、当町の排出量は横ばいの状況が続いておりますが、奈良

県や全国と比較してどのような状況になっているのかということにつきまして、次の4ページで、排出量、資源化率の比較をお示しをしております。

現時点では、奈良県及び国のデータは平成27年度までしか公表されておきませんので、それとの比較になりますが、ごみ排出量につきましては、住民1人1日当たりの指標で表しております。

当町は、平成28年度、町民1人1日当たり747グラムの排出量となっておりますが、奈良県民1人当たりでは926グラム、国民1人当たりでは939グラムの排出量となっております。

次に、資源化率につきましては、当町では、平成28年度では、平成27年度より1.2ポイント上昇の54.9%となったところで、奈良県の市町村の平均15.5%、全国の市町村の平均20.4%と比較をいたしまして、高い値で推移をしているところであります。

当町は、5月8日に、全国の自治体で4番目のゼロ・ウェイスト宣言制定の町になりましたが、先行3自治体の状況を見ますと、排出量、資源化率ともにまだまだ及ばない状況であります。今後、斑鳩まほろば宣言・行動宣言に基づきまして、ごみの発生抑制、再利用の2Rを推進し、排出量の削減を進めますとともに、出たごみは可能な限り資源化処理を行うことで資源化率を高め、ごみを燃やさない、埋め立てないまちづくりを進めていきたいと考えているところであります。

なお、既に委員の皆様にはご案内を差し上げておりますが、来る6月24日土曜日午前8時よりいかるがの里クリーンキャンペーンを開催することとしておりますので、お忙しいこととは存じますが、ぜひご参加いただきますようお願い申しあげまして、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましての説明とさせていただきます。以上です。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けをいたします。

(な し)

委員長

先に私のほうから1点。先進地の事例でごみの減量化に取り組む飲食店の認証制度をされている先進地事例がございますけれども、たしかに6つの基準を設けられて事業系ごみの削減に取り組んでおられる、認証制度を設けることによって事業系ごみの削減意識を高めるっていう取り組みをですね、されているのがこの前新聞に載って紹介されておりました、これ見て、いい取り組みをされているなどと思ひまして、斑鳩町のほうでもですね、ぜひ取り組んでいただきたいというかですね、どのように考えておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思ひます。

環境対策
課長

委員長がご紹介をいただきましたのは、徳島県上勝町で実施をされておりますごみ減量活動に取り組む飲食店の認証制度を本年4月より実施をされているところであります。地元の食材を使い、運搬時に包装や容器のごみ発生の抑制に努めている、あるいは食材や資材の仕入れに再生可能な容器を使うなど6つの認証基準がございます、それぞれ基準を満たし、認証されれば、パンフレット等で紹介、あるいはロゴやステッカーが使用できる制度で、第1弾で6店舗が認証されたと新聞報道もされておりました。

当町におきましても、事業系一般廃棄物のほとんどが飲食店から出るものであり、また、この徳島県上勝町におかれては、この認証制度をゼロ・ウェイスト宣言自治体の共通の認証制度にしたいという提案もいただいている中で、このゼロ・ウェイスト飲食店認証制度も含めまして、今年度中に策定を予定をしておりますゼロ・ウェイスト実施計画案の中で、飲食店を中心とする事業系のごみ削減への具体的な取り組み内容を考えていきたいというふうに考えているところです。

委員長

ありがとうございます。

ほかの委員さんの方、何かご質問はございませんか。 濱委員。

濱委員 すみません、ちょっと認識不足で教えていただきたい部分なんですけども、家庭からのごみでなくて、事業系っていうのに、先ほどコンビニっていう話もありましたけども、ほかのスーパーとかも、加入というか、この中には含まれているんでしょうか。それは、全部を対象としているのかどうかも教えてほしいです。スーパーごとに別の方法でしているかどうか。

環境対策課長 まず、事業系ごみには2種類のごみがございます、事業活動に伴って出た産業廃棄物、それにつきましては、許可を持った施設で処理をされています。それ以外のごみにつきましては、事業系の一般廃棄物となりまして、その処理の最終的な責務は町にあるというところで、斑鳩町のスーパーあるいは飲食店で発生する一般廃棄物、特に生ごみ、資源化できない紙類、これらについては斑鳩町の積み替え施設に搬入をされて、そちらからそれぞれ処理施設に運搬され、処理をしているという状況であります。

濱委員 同じ項目なんですけども、そうしたら、収集でなくて持ち込みをされているということなのかということと、それから、家庭から出るね、例えばペットボトルであるとか、先ほどありました食品トレイとかいうのをスーパーでの回収とかもされていますけども、個人からすると、家庭で出しても、スーパーの集積場所に出しても、同じということでしょうか、結果的には。

環境対策課長 まず、事業系の収集体制ですけども、あくまで町が収集を行っているのは家庭ごみ、事業系については自ら積み替え施設に搬入されているということでございます。そして、スーパーでよく回収をされていますペットボトルや食品トレイ、あれ、事業活動に伴って発生する食品トレイやペットボトル、いわゆるプラスチック類につきましては産業廃棄物という扱いになっていますので、町のほうには搬入をされません。ただ、店頭で回収されているのは、あくまで住民さんが使われた食品トレイ、

ペットボトルになりますので、一般廃棄物。それについては、容器包装リサイクル法という廃棄物処理法とは別の法律がございまして、それに基づいて、例えば食品トレイとかペットボトルを売る小売業者、それをつくる製造業者につきましては、それを回収してリサイクルをする義務がありますので、それに基づいてスーパーのほうで回収をされている。なぜ、そうしたら町のほうでも回収しているのかということですけど、この容器包装リサイクル法では市町村にも回収の責務は、処理の責務は事業所にあるんですけども、回収の責務は市町村にもあるので、市町村もあわせて回収をしていると。住民の皆様には、そのお店に返していただいたら直接町の手が及びませんので、回収のする費用もかからないので、住民の方には直接スーパーにお返ししてくださいというお願いはしております。

委員長 平川委員。

平川委員 事業系の一般廃棄物の回収処理の費用っていうのは、一般の家庭系とは違うんでしょうか。

(「回収は、町していない」と呼ぶ者あり)

平川委員 じゃなくて、処理の、持ち込んだ場合の費用です。

環境対策課長 処置費用につきましては、家庭系と事業系、一緒に混ぜて処理業者のほうにいきますので、処理費用としては一緒です。ただ、徴収をしている処理手数料、これについては、家庭系につきましては、可燃ごみ、一番大きな袋で1枚45円ですけども、事業系については、一番大きい袋が90リッター、これが1枚280円、徴収する処理手数料に差があるということでございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3. 各課報告事項についてを議題といたします。

(1) につきましては、先ほど説明等が終わっておりますので、(2) 議案第23号 平成29年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)について、理事者の報告を求めます。 加藤健康福祉部次長。

健康福祉
部次長

それでは、各課報告事項(2) 議案第23号 平成29年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)について、健康福祉部、生活環境部が所管する内容につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、歳入からご説明をさせていただきます。

補正予算書の7ページをお願いいたします。

初めに、第12款 分担金及び負担金、第2項 負担金では、第1目 民生費負担金で、国の幼児教育の段階的無償化の取り組みといたしまして低所得者等の保育料負担軽減措置を実施することから、保育園保育料57万2,000円の減額をお願いするものであります。

次に、第14款 国庫支出金、第1項 国庫負担金では、第1目 民生費国庫負担金で、保育園保育料負担軽減措置に伴う国の負担金として、子どものための教育・保育給付費負担金9万8,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

第2項 国庫補助金では、第2目 民生費国庫補助金で、斑鳩黎明保育園の増築支援における国の交付金の交付要綱が改正され、算定基準額が見直されたことなどにより交付金が増額となる見込みであることから、1,750万5,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、第15款 県支出金、第1項 県負担金では、第2目 民生費

県負担金で、国庫負担金と同様の理由により、施設型給付費等負担金4万9,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、第16款 財産収入、第2項 財産売払収入では、第2目 残余財産収入で、西和衛生試験センター組合の解散に伴う残余財産が配分されることから、1,181万1,000円の増額をお願いするものでございます。

以上が、歳入の補正内容でございます。

次に、歳出予算の補正でございます。

10ページをお願いいたします。

初めに、第3款 民生費、第2項 児童福祉費では、第1目 児童福祉総務費の第19節 負担金補助及び交付金で、歳入で申しあげました斑鳩黎明保育園の増築支援のための私立保育所施設整備費補助金1,972万8,000円の増額をお願いするものでございます。

第2目 保育園費及び第3目 児童保育費では、保育園保育料負担軽減措置に伴う影響分として、それぞれ財源振替をお願いするものでございます。

以上、(2)議案第23号 平成29年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)についての健康福祉部、生活環境部が所管する内容についてのご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けをいたします。ございませんか。

(な し)

委員長 それでは次に、(3)住民票の写し等の宅配サービスについて、理事者の報告を求めます。 浦野住民課長。

住民課長 それでは、各課報告事項(3)住民票の写し等の宅配サービスについて、ご報告させていただきます。

3月議会の施政方針の中でも述べられておりましたが、住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、ひとりで外出することが困難な高齢者等への支援として導入の準備を進めてまいりました住民票の写し等各種証明書を自宅まで宅配するサービスにつきまして、対象者や利用方法など事業計画がまとまりましたので、その概要をご報告させていただきます。

資料3-①で概要をお示ししておりますので、これに基づきまして、ご説明させていただきます。

まず、事業目的でございますが、誰もが住みなれた家庭や地域で安心して暮らすことができるまちづくりを進めることを目的に、高齢または障害等の理由によりひとりで外出することが困難な方に対し、住民票の写し等各種証明書を自宅に届けるサービスを実施するものでございます。

次に、対象とする証明書の種類でございます。宅配サービスで取り扱う証明書等は、①から⑥にお示ししておりますとおり、①自己または自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し、②自己または自己と同一の世帯に属する者に係る住民票記載事項証明書、③自己の印鑑登録証明書、④自己の戸籍（全部・個人）事項証明書、⑤自己の戸籍附票の写し、⑥自己の町県民税に係る所得（課税）証明書の6種類でございます。現在実施しております証明書等コンビニ交付サービスと同じ種類としております。

次に、対象者でございます。宅配サービスの対象者は、親族など身近な方の協力が得られず、ひとりで外出することが困難で、次のいずれかに該当する方を対象者としております。まず、おおむね65歳以上で介護保険法の規定により要支援認定もしくは要介護認定を受けておられるひとり暮らしの方またはそれらに相当するひとり暮らしの方。次に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により障害者支援区分の認定を受けておられる方で、障害福祉サービスによる居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援を利用されているひとり暮らしの方。また、世帯の構成員全員が要支援認定または要介護認

定を受けておられる世帯や障害福祉サービスによる居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援を利用されている世帯の方も対象としております。なお、宅配サービスの対象者につきましては、平成27年4月から実施しております、地域の集積場所までごみを持っていくことができないひとり暮らしの高齢者等のためにごみの戸別収集を実施する安心サポートごみ収集と同じ対象者としております。

次に、申し込み、交付の方法でございます。まず、申し込みでございますが、電話、ファクシミリなどにより、配達希望日の1週間前までに申請者本人に予約していただきます。予約時に、要綱様式第1号に定める宅配サービス受付票兼内容確認票により世帯構成や外出が困難な理由などをお聞きした上で内容を審査し、宅配サービス実施の可否を決定します。次に、宅配日時について申請者と調整し、職員が申請者本人の自宅を訪問します。証明書につきましては、申請者の本人確認を行い、手数料と引き換えに、直接本人に交付します。

最後に、事業の開始日でございますが、平成29年7月3日月曜日からを予定しており、7月号町広報紙、町ホームページ等において周知を行ってまいりたいと考えております。

なお、資料3-②では、斑鳩町証明書等宅配サービス実施要綱（案）をお示ししておりますが、ただいまご説明いたしました事業概要は、要綱（案）の末尾に添付しております要旨とほぼ同じ内容になっておりますので、要綱の説明は割愛させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上、住民票の写し等の宅配サービスについての説明といたします。よろしく願い申しあげます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けをいたします。 平川委員。

平川委員 対象、何人ぐらい想定されているのかっていうことと、あと、ほかの自治体でこういうサービスを実施されているところがあるのか、ちよっ

とお伺いしたいです。

住民課長 対象者でございますけれども、当事業と同じ対象要件で実施しております安心サポートごみ収集につきまして、現在、43件の利用となっておりますから、宅配サービスの対象世帯につきましても、30から40世帯程度でないかと考えております。利用の見込みにつきましては、対象者の年代において、委任状による住民票の取得が、現在、月1件から2件程度であること、また、先進地におきまして、当町より人口規模の大きいところでも月1件程度の利用となっておりますから、利用につきましては、年間10件程度ぐらいではないかと思っております。

また、先進地ということですが、近隣でされているところはあまりなくて、一番近いところで調査しましたら、大阪市の福島区で実施されているということでございます。あとほかには、埼玉市、秋田市、富山県の氷見市などでも実施されておるところでございます。

委員長 ほかにございませんか。 奥村委員。

奥村委員 この周知の仕方なんですけれども、高齢者の方等は、なかなか広報というか、ホームページっていうのはほとんどごらんにならないと思うんです。広報もなかなかお読みにならないので、本当にこういういいサービスがあっても、なかなかご存じないっていう方が多いと思うんです。周知に関して、もう少し、何かこう、幅を広げるとか、何かこう、工夫をしていただくっていうことは、いかがでしょうか。

住民課長 まず、対象と思われる、安心サポートごみ収集を現在利用されている方については、収集の際にチラシを配っていただく予定をしております。

また、民生委員さんにもこの内容につきまして周知させていただく予定をしておりますので、また民生委員さんのほうから対象と思われるような世帯の方にはお声かけをしていただければと思います。以上でございます。

委員長 ほかにございませんか。 濱委員。

濱委員 対象者のところに詳しくいろいろ載っていますけれども、例えば介護保険とかの認定を受けていなくても、一時的に、病気であったりとかけがであったりとかで同じような状況とかいう方っていうのも、可能性としてはあると思うんです。利用の見込みというのか、これぐらいであろうっていうのがあんまり多くはないのでね、そういった、突発的とか、そのときに困っておられるっていう方なんかについてもね、民生委員さんなんかを通してね、十分に対応をしていただくようにね、検討していただきたいなと思いますけども、いかがですか。

住民課長 要綱におきましても、「前各号に掲げる者に準ずる者として、町長が認める者」という文言を入れておりますので、その状況に応じて、確認に行かせていただくなどして対応してまいりたいと考えております。

委員長 ほかにございませんか。 伴議長。

議長 ここに、8条に、交付担当職員が身分証明書。この辺の問題というのは、やっぱり、プライバシーっていいですか、特に戸籍関係なんか、やっぱり一番、そこ、気になられる、住民側からしたら気になるところになってくると思いますが、これはもう、町の職員さんで、これ、担当はしていただけると考えていいわけですね。

住民課長 交付の担当職員は、基本、住民課の職員が2名で配達しようというふうに考えております。税証明も含まれておりますので、税証明があるときは、税務課の職員1名と住民課の職員1名で対応してまいりたいと考えております。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 それでは次に、(4)市町村国保の県単位化に関する取組について、理事者の報告を求めます。 植村生活環境部長。

生活環境 それでは、報告の4点目でございます、市町村国保の県単位化に関する取組について、資料4に基づきまして、ご説明いたしたいと思えます。

この資料4についてでございますが、これは、平成29年5月26日に県主催で開催をされました市町村国民健康保険担当課長会議において示されたものでございます。これに基づいて、ご説明をいたします。

まず、1ページでございます。1の県単位化に伴う「国保事務の共同化・標準化」等の方向性(案)ということでございます。

大きなくりの基本的な考え方(案)についてでございますが、まず1点目として、県単位化に合わせ、市町村との事務ワーキングでの検討等を踏まえ、事務負担の軽減や適正化・効率化に資する業務の共同化・標準化を推進するものでございます。その方策といたしまして、2点目でございます、国保連合会に、仮称でございますが、国保事務支援センターを設置することが考えられているところであります。

次に、大きなくりの主な取組内容(案)についてでございます。

まず、事務の共同化についてでございますが、国保事務を集約化、あるいは業務範囲を拡充していくということで、表にありますように、6つの事業を共同で行っていかうというものでございます。具体的には、まず、①番の収納対策業務では、口座振替の勧奨や収納対策の研修等を行っていかうというものでございます。次に、②の医療費適正化業務、保健事業でございますが、医療費通知やジェネリック通知の作成・発送なども共同で行っていかうと考えられているところでございます。③の広報業務でございますが、県内共通事項広報の原稿作成や広報用サイトの作成・運用などが考えられております。④の報告業務につきましては、国民健康保険に関します年報や月報等の統計資料の作成が考えられてお

ります。次に、⑤の企画・分析業務でございますが、レセプトデータによる医療費の分析や、その結果を活用した医療費適正化対策などがございます。最後に、⑥の保険給付適正化業務でございますが、療養費のレセプトの2次点検や補装具の審査、第三者行為求償事務などについて共同でやっていこうと考えられているところでございます。

続いて、事務の標準化についてでございますが、給付水準の統一化といたしまして、出産育児一時金や葬祭費の金額の統一化が考えられているところでございます。また、様式等の統一化では、被保険者証の様式などの統一が考えられているところでございます。

一番下でございますけれども、推進体制につきましては、冒頭で申しましたとおり、国保連合会に設置する（仮称）国保事務支援センターで行う案が考えられておりまして、その右側でございますが、実施財源については、国と県で賄っていくということが予定されているものでございます。

それでは、2ページでございます。2ページは、「医療費適正化・保健事業」等の具体的取組内容（案）でございます。

まず、大きなくくりの基本的な考え方（案）では、医療費適正化の取り組みを県が中心となって推進し、また、市町村が効果的に保健事業の取り組みが推進できるよう支援していくということとされております。これにつきましては、3月の本委員会でも簡単に説明をいたしておりますが、より具体的に事項が示されたものでございます。

その大きなくくりの主な取組内容（案）でございます。まず、左側の医療費適正化の推進では、①の後発医薬品の普及促進、1つ飛びまして③の糖尿病性腎症重症化予防、④のレセプトデータやKDB、これは国保データベースのことでございますが、これを活用した医療費分析と分析結果の具体的活用に加えまして、②の医薬品の多剤投与・重複投与の適正化というものが、今回、つけ加わったものでございます。また、右側の市町村の保健事業への支援では、新たにまとめ直されまして、①の特定健康診査・特定保健指導等の受診率向上、②のデータヘルス計画策定及び評価、③の生活習慣病予防対策の企画・実施、④の専門職の資質

向上を行うものとされたところでございます。

続きまして、3ページでございます。2のインセンティブのあり方(案)についてでございます。

大きなくくりの基本的な考え方(案)といたしまして、国保運営の収納率向上等、また、医療費適正化・保健事業の観点から、その努力や成果等が反映される仕組みをつくっていかうというものでございまして、財源につきましては、県の繰入金で、現行ございます県特別調整交付金を充てるというものでございまして、制度設計については、国のインセンティブ制度のあり方も踏まえまして検討していかうというものでございます。

その検討の方向性(案)についてでございますが、市町村間の公平性・納得性、あるいは制度運用の安定性の観点から、シンプルな制度とする方向で検討することといたしております。その具体につきましては、努力・成果等の評価項目、収納率や医療費適正化・保健事業に係る項目でございますが、これらに基づきまして、市町村ごとに評価点を付しまして、これに応じて財源総額から配分する仕組みを検討するということになっております。この評価の項目の決定や評価点の配点ウエイト等につきましては、定期的に見直す予定とされているところでございます。

次に、4ページでございますが、これは、都道府県単位化後の調整交付金や保険者努力支援制度のイメージをあらわしたものでございまして、現在、私、先ほど説明をいたしましたのは、このページのうちの下段のほうの、都道府県の欄でございます。このうちの③の繰入金のうち2) 2号繰入金の上2つ、成果・努力評価分と事業実施分、これにつきましてはの説明でございまして、これら繰入金は、市町村において事業に係る経費に充てられる予定とされているところでございます。

5ページにつきましては、現行のインセンティブ制度の概要をまとめたものでございますので、ご参考としていただきますよう、お願い申し上げます。

最後に、6ページでございます。3の市町村国保の県単位化に向けたスケジュール(案)ということでございます。ここでの主な内容でござ

いますが、上段の制度設計の中の国保運営方針の策定の、さらにそのうちの納付金の算定（方法）についてでございます。この表を右のほうに読んでいただきますと、11月でございます。11月に県の国保方針が策定をされます。公表は12月ということになりますが、この国保方針の策定がされることと時期合わせまして、納付金の仮算定が行われ、市町村に提示されることとなっております。仮算定の結果を検証した後、平成30年1月ごろに本算定を行いまして、その結果が市町村に提示されることとなっております。この時点で納付金が確定することとなるものでございます。

市町村は、これを受けまして、下段のその他（主なもの）のうちの市町村の欄の2番目、市町村国保（税）条例等の改正の欄でございます。これを右のほうへ読んでいただきますと、3月に税率改定の条例改正を行うとされていることございまして、これにつきましては、一般質問でも簡単に触れさせていただいた、お答えさせていただいたところでございます。同じ段の12月に税率改定以外の条例改正の記述がございますが、これは共同化・標準化に伴うもので、例えば葬祭費、出産育児一時金などが市町村によって金額が違いますので、これらを統一するための改正を行うというものが想定されているものでございます。

以上、簡単ではございますが、5月26日に示された資料をもって、県単位化に関する取り組みについての説明といたします。

現段階ではいまだ不明となっているところも多く、なかなか見通しがつかない状況ではございますが、随時情報収集に努めまして、本委員会にも報告してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願いをいたします。以上で、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けをいたします。ございませんか。

（ な し ）

委員長 それでは、次に、（５）町制70周年記念事業 生き生きプラザ斑鳩開館10周年記念イベントについて、理事者の報告を求めます。
北健康対策課長。

健康対策課長 それでは、各課報告事項（５）町制70周年記念事業 生き生きプラザ斑鳩開館10周年記念イベントについて、ご報告させていただきます。

議長を初め各議員の皆様には、既に案内を差し上げているところではございますが、その概要につきまして、説明させていただきます。

保健・福祉の拠点として開館いたしました生き生きプラザ斑鳩が、平成29年9月で10周年を迎えます。この節目の年に、町民の交流を深め、地域が元気になることを目的に、7月1日土曜日午前9時から正午まで、生き生きプラザ斑鳩におきまして開館10周年記念イベントを開催いたします。

イベントでは、5月13日に実施いたしましたヘルシーパゴちゃん弁当コンテストの入賞者の表彰や、健康マイレージのお披露目、「笑って元気に生き生きと～笑いではじめる健康習慣～」と題して、吉野病院院長の福岡篤彦先生によります健康づくり講演会やコンピューター食事診断などを行います。

また、町広報斑鳩お知らせ版6月号におきまして、チラシのほうを折り込み、啓発を行ってまいりたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、ぜひご参加いただきますよう、お願いいたします。

以上、生き生きプラザ斑鳩開館10周年イベントの報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けをいたします。ございませんか。 中川委員。

中川委員 70周年記念事業と開館10周年ということやけど、何人ぐらい、参加っちゃうんか、来られる見込みしてはるねやろ。

健康対策 約200人程度の参加のほうを予定しております。

課長

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 それでは次に、(6)健康マイレージについて、理事者の報告を求めます。北健康対策課長。

健康対策 (6)健康マイレージにつきまして、ご報告させていただきます。

課長 昨年度に斑鳩町健康寿命延伸計画を策定し、健康寿命の延伸に向けた取り組みを進めているところでございます。

そこで、一人ひとりが健康に関心を持ち、継続的に健康づくりに取り組むための環境づくりを推進するため、自主的な健康づくりや健診や講座等への参加を行った人に対して賞品と交換できるポイントを付与する健康マイレージを始めてまいります。

対象は20歳以上の住民で、本年度の参加期間は、平成29年7月1日から平成30年2月28日とし、賞品の交換期間は、平成30年3月30日までといたします。ポイントの対象事業につきましては、資料のポイント一覧をごらんください。健診の受診や講座等の参加及び自主目標の取り組みの3パターンがあり、それぞれの事業に対しましてポイントを付与し、10から19ポイント、20から29ポイント、30ポイントたまれば、保健センターで賞品と交換を行ってまいります。

町広報斑鳩お知らせ版の6月号に掲載し、啓発を行ってまいりたいと考えております。

以上、健康マイレージの報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けをいたします。ございませんか。

(な し)

委員長 それでは、ほかに理事者側から報告しておくことはございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。

次に、4. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けをいたします。ございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、その他についても終わります。

それでは、継続審査案件について、お諮りいたします。

お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとしてこのように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいいただきますよう、お願いいたします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会に当たり、町長のご挨拶をお受けいたします。

小城町長。

町 長

(町長挨拶)

委員長

これをもって、厚生常任委員会を閉会いたします。

皆様、お疲れさまでした。

(午前10時14分 閉会)